

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

＜令和8年6月1日 現在＞

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

担当           グループホーム やすらぎの家 管理者       四辻 正典  
電話           (075)-744-2347     FAX           (075)-744-3347

その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

◇行政苦情窓口

＊京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課介護管理係相談担当   (075-354-9090)

＊左京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当   (075-702-1071)

◇その他ご不明な点等は当施設管理者・介護支援専門員まで、お気軽にご相談ください。  
(075-744-2347)

2. グループホーム やすらぎの家の概要

(1) 施設経営法人

|         |                                                             |
|---------|-------------------------------------------------------------|
| 法人名     | 医療法人社団 行陵会                                                  |
| 所在地住所   | 京都市左京区大原井出町164番地                                            |
| 電話番号    | 075-744-3121                                                |
| ファックス番号 | 075-744-3126                                                |
| 代表者氏名   | 理事長 児玉 博行                                                   |
| 設立年月    | 昭和63年9月                                                     |
| 法人理念    | 「患者様・利用者様の不安を取り除き、いつでも安心して、ご満足いただける医療・介護サービスを真心こめて提供いたします。」 |

(2) 施設の概要

|          |                                                                                                                                     |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設名称     | グループホーム やすらぎの家                                                                                                                      |
| 所在地      | 京都市左京区大原井出町154番地                                                                                                                    |
| 電話番号     | 075-744-2347                                                                                                                        |
| ファックス番号  | 075-744-3347                                                                                                                        |
| 管理者      | 四辻 正典                                                                                                                               |
| 開設年月日    | 平成11年7月1日                                                                                                                           |
| 介護保険指定番号 | 認知症対応型共同生活介護                   (京都10605079号)                                                                                        |
|          | 介護予防認知症対応型共同生活介護   (京都10605079号)                                                                                                    |
| 事業所の目的   | 利用者が共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。                        |
| 運営の方針    | 施設運営については、法人理念を基本方針に、和やかで明るい施設を心がけると共に、食中毒、施設内感染、転倒事故の防止等について徹底を図ります。また、大原の里という恵まれた環境と京都大原記念病院グループの医療のバックアップを基に安心して生活していただけるよう努めます。 |

(3) 同施設の設備の概要

定員 18 名 【2ユニット(1ユニット=9名)】

|                     |    |     |
|---------------------|----|-----|
| 居室                  | 個室 | 18室 |
| 浴室                  |    | 2室  |
| 食堂                  |    | 2室  |
| その他 事務室、サービスステーション等 |    |     |

※施設設備・備品は、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護兼用とします。

3. サービス内容

- |               |            |
|---------------|------------|
| ① 介護サービス計画の立案 | ⑦ 健康管理     |
| ② 食事          | ⑧ 理美容サービス  |
| ③ 入浴          | ⑨ 行政手続代行   |
| ④ 介護          | ⑩ 所持品保管    |
| ⑤ 機能訓練        | ⑪ レクリエーション |
| ⑥ 生活相談        | 等          |

4. 職員体制

配置されている職員は、認知症対応型共同生活介護と介護予防認知症対応型共同生活介護を兼務しています。

| 職種                                                  | 職員配置 |
|-----------------------------------------------------|------|
| 1.管理者(介護職員を兼務)                                      | 1 名  |
| 2.介護従業者                                             | 13 名 |
| 3.計画作成担当者<br>(内1名は介護職員を兼務)<br>(内1名は介護支援専門員で介護職員を兼務) | 2 名  |

《主な職種の勤務体制(1ユニットあたり)》

| 職種    | 勤務体制             |
|-------|------------------|
| 介護従業者 | 9:00～19:00 2～3 名 |
|       | 17:30～翌10:30 1 名 |

5. 利用料金

(1) 基本料金

① 施設利用料

|       | 30日(1ヶ月)あたりの利用金額<br>(利用金額が1割負担の場合) | 1日あたりの自己負担金額<br>(利用金額が1割負担の場合) | 1日あたりの自己負担金額<br>(利用金額が2、3割負担の場合) |
|-------|------------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|
| 要支援2  | ¥23,481                            | ¥782                           | ¥1,565(2割) ¥2,348(3割)            |
| 要介護度1 | ¥23,606                            | ¥786                           | ¥1,573(2割) ¥2,360(3割)            |
| 要介護度2 | ¥24,703                            | ¥823                           | ¥1,646(2割) ¥2,470(3割)            |
| 要介護度3 | ¥25,456                            | ¥848                           | ¥1,697(2割) ¥2,545(3割)            |
| 要介護度4 | ¥25,957                            | ¥865                           | ¥1,730(2割) ¥2,595(3割)            |
| 要介護度5 | ¥26,490                            | ¥883                           | ¥1,766(2割) ¥2,649(3割)            |

- ・ 上記、介護保険報酬の一部負担金に加え下記加算内容の料金が含まれます。
- ・ 介護職員処遇改善加算Ⅰロ(介護保険施設サービス費+各種加算の合計 金額の22.8%相当額)が含まれます。
- ・ 生産性向上推進加算Ⅱ(10単位/月)が加算されます。
- ・ 入居後30日間に限り、初期加算(30単位/日)が加算されます。
- ・ 上記に認知症専門ケア加算Ⅰ(3単位/日)、サービス提供体制強化加算Ⅰ(18単位/日)が加算されます。

※ 介護報酬の改定により自己負担額が変更される事をご了承下さい。

② 家賃等

- |        |                     |
|--------|---------------------|
| ① 家賃   | 86,000円/月           |
| ② 食費   | 65,000円/月           |
| ③ 共通経費 | 34,000円/月 (光熱水費を含む) |

※ただし、月途中での入退居や、外泊の場合は日割計算となります。

## (2) その他の料金

上記の他、理美容代、オムツ代、レクレーション等に係る費用等は自己負担となります。

- ① 利用者が選定する特別な食事の提供を行なったことに伴い必要となる費用(実費)
- ② 理美容代(当ホームと契約している理美容業者が規定する額(実費))
- ③ その他、上記を除く日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められる費用については実費徴収致します。

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は一旦1日当たりの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日京都市の窓口提出されますと、差額の払戻しを受けることができます。

## 6. 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、家族の方に速やかに連絡いたします。

|          |  |
|----------|--|
| 緊急連絡先(1) |  |
| 氏名       |  |
| 住所       |  |
| 電話番号     |  |
| 続柄       |  |

|          |  |
|----------|--|
| 緊急連絡先(2) |  |
| 氏名       |  |
| 住所       |  |
| 電話番号     |  |
| 続柄       |  |

|          |  |
|----------|--|
| 緊急連絡先(3) |  |
| 氏名       |  |
| 住所       |  |
| 電話番号     |  |
| 続柄       |  |

## 7. 非常災害対策

防災対策については、消防法第3条に規定する消防計画及び、風災害、地震等の災害に対処する計画に則り又、消防法第3条に規定する防火管理者を設置して万全を期しております。これらの非常災害用設備の点検、自主検査、消防避難訓練等につきましては、医療法人社団 行陵会 消防計画に基づいて行ないます。

火災の発生、地震及びその他の災害が発生した場合は、被害を最少限度にとどめる為、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたります。

## 8. 事故発生時の対応

- ① 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合、速やかに利用者家族及び京都府・京都市及び関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。また、サービスの提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。ただし、職員の指示に従わずに生じた事故、または転倒、徘徊、誤嚥等の予測しがたい事故や、不可避免的な事故については、当事業所は責任を負いません。
- ② 利用者の責に帰すべき事由によって、事故が発生した場合、速やかに利用者家族および、関係機関などに連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。また、サービスの提供に伴って、利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び保証人は連帯して当事業所に対して、損害を賠償するものとします。

## 9. 身体の拘束等

当施設は、原則、利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等やむを得ない場合は、これらを保護するため、施設管理者又は施設長の判断かつ、利用者又は連帯保証人の同意を得た上で、身体拘束その他利用者の行動を一時的に制限することがあります。この場合、施設管理者又は施設長が利用者の心身の状況等、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

## 10. 虐待の防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

## 11. その他サービスの利用に関する留意事項

### (1) 利用について

職員の指示に従わず、他の利用者に迷惑をかけた場合は即時ご利用を中止いたします。

### (2) 喫煙について

当施設は防火管理上、全面禁煙となっております。

### (3) 所持品・備品等の持参について

所持品・備品等の持参品には必ず名前のご記入をお願いいたします。万一、持参品の紛失・盗難等のトラブルが発生した場合、当事業所は責任を負いません。(入居時の持参品については、パンフレットをご参照下さい。)

### (4) 金銭・貴重品について

現金・貴重品等の持ち込みは原則お断りいたします。万一、持ち込みになられた現金、貴重品等の紛失・盗難等のトラブルが発生した場合、当事業所は責任を負いません。

### (5) 飲食物の持ち込みについて

お持ち込みになった飲食物については、職員にて管理させていただきますので、必ず職員までご連絡ください。

万一、職員にご連絡なくお持ち込みになり、職員が管理していない飲食物に起因する食中毒、事故等が発生した場合、当事業所は責任を負いません。

### (6) ペットの持ち込みについて

当事業所へのペットの持ち込みは固くお断りいたします。

### (7) その他活動について

当事業所の職員や他の利用者に対する宗教活動、政治活動、営利活動等は固く禁止いたします。

### (8) 当施設または職員に対し、金銭・金品・その他(お中元等)の贈物等は固くお断りいたします。

## 12. 連帯保証

- (1)連帯保証人は、患者と連帯して、本契約から生じる患者の債務を負担するものとし、連帯保証人の負担は、極度額120万円を限度とする。連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は、連帯保証人が死亡した時に、確定するものとする。

**13. 債務に関する情報の提供**

- (2)連帯保証人の請求があった時は、事業者は、連帯保証人に対し、延滞なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者へのすべての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

**14. 第三者評価**

地域密着型サービス事業所のうち認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)については、少なくとも年に1回は自ら提供する介護サービスの質の評価(自己評価)を実施し、定期的に外部の者(都道府県が選定した評価機関)による評価(外部評価)を受けることが義務付けられる。それらの結果等を公表いたします。

令和7年度分

実施日 令和7年3月16日

評価機関名 特定非営利活動法人 きょうと福祉ネットワーク「一期一会」

評価結果の開示状況 ワムネットにて開示

令和 年 月 日

認知症対応型共同生活介護又は、介護予防認知症対応型共同生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項の説明を行ないました。

医療法人社団 行陵会  
グループホーム やすらぎの家

説明担当者 氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から認知症対応型共同生活介護又は、介護予防認知症対応型共同生活介護についての重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住所

氏名 印

代筆者氏名 続柄

(保証人) 住所

氏名 印

交付日 令和 年 月 日  
受領日 令和 年 月 日